

平成30年6月11日

公益財団法人高知県農業公社
(農地中間管理機構)

理事長 西岡 幸生 様

農地中間管理事業評価委員会

委員長 西井 一成



平成29年度農地中間管理事業の実施状況の評価及び意見について

農地中間管理事業評価委員会規程第2条に規定する評価及び意見は別紙のとおりである。

今回の評価結果を基に、所期の目的達成のため今後とも一層の尽力をお願いする。

別紙

高知県における農地中間管理事業の実施状況についての評価及び意見

1 事業実績の概要

事業4年目の平成29年度は、本部職員13名（うちエリア担当職員7名）、農地集積推進支援契約職員（以下、「推進支援員」という。）11名及び農地活用サポーター12名、事業費80,805千円で農地中間管理事業を実施した結果、実績は以下のとおりであった。

機構の借入面積117.4ha（459件）

機構の転貸面積127.6ha（224件）

受け手応募面積165.0ha（延べ120件）

出し手希望面積136.7ha（438件）

2 評 価

(1) 本県の耕地面積は、中山間地域が多いことから総じて圃場面積が小さく、また圃場整備率も低いこと、さらに全国有数の施設園芸地帯を有しており、認定農業者などの担い手は施設栽培などの土地集約型の農業者が多数を占めている。

また、中山間地域では圃場整備済み農地が少なく、効率的な土地利用型農業が低調であることなどが、農地中間管理事業の推進の大きなネックになっていると考えられる。

(2) このような制約条件のもと、機構は集落座談会等各種会議への職員派遣や広報活動などを実施し事業の周知に努めてきた。28年度の全市町村長の訪問に引き続き、29年度は21市町村農業委員会会長との面談を行い、県、農業委員会ネットワーク機構及び機構の三者が農業委員会との連携体制を構築し、農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携強化を図るなど、これまでの活動に加えて積極的な事業周知を展開している。

また、エリア担当職員や農地集積の機運が高まった地区を中心に農地活用サポーターを増員し、現地に駐在する推進支援員の活動量を増やすことにより、機構の推進体制の充実を行った。

担い手への農地利用の集積を図るには、優良な圃場条件の農地が必要であることから、新たに創設された農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）をはじめ、既存の基盤整備事業や次世

代施設園芸団地の整備に取り組む地域を重点地区に指定し、事業推進の拡大を図った。

このような機構の推進体制の整備や取り組みはおおむね評価できる。

3 意見

- (1) 引き続き、県内の農地の担い手への集積率を、10年間で2割から6割に上げるという目標の達成のために、機構には一層の工夫と努力を期待する。
- (2) 平成30年度は、前年度の取り組みを踏まえ、推進体制の強化とともに、機構関連事業の拡大に向けた取組み、その他重点地区の市町村での基盤整備や次世代施設園芸団地の整備の取組みと連携し、担い手への農地集積を更に進めさせていただきたい。

また、それ以外の地域や中山間地域においても、市町村や農業委員会ネットワーク機構、JA等の関係機関との連携強化とともに市町村農業委員会に配置された農地利用最適化推進委員と協力して、出し手の掘り起しと担い手への集積及び集約を図る必要がある。

農地中間管理機構法の5年後見直しについては、国において作業が進められていることから、事務手続きの簡素化や制度改正などが、本県の出し手と受け手の実状に即した見直しとなるよう、国に働きかけていく必要がある。

これらの取組みや、さまざまな手法を組み合わせることにより、出し手の掘り起しと受け手のニーズに合った農地確保を進め、農地利用の最適化を推進するよう、担い手への集積及び集約に成果を上げていただきたい。